

千葉県開発審査会提案基準新旧対照表

30 空港周辺地域の屋外駐車場付帯事業所の建築行為等

旧		新	
基準内容	留意事項	基準内容	留意事項
<p>成田国際空港周辺地域において空港利用者の自動車を専門的に預かる駐車場のうち、空港利用者のサービス利便を図る上で必要と認められる駐車場と一体的に設置される屋外駐車場付帯事業所で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) 予定建築物の立地については、成田国際空港の北側ゲートからおおむね2キロメートル以内であって、土地利用計画等を勘案し支障がないものであること。なお、国道295号沿道については、北側ゲートから東関東自動車道成田インターチェンジの出入口までの区間を対象とする。</p> <p>(2) 事業所の設置は、原則として駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に基づく設置の届出がなされ、安定的な駐車場経営についての十分な実績等を有していると認められる駐車場について取り扱うものであること。なお、複数の駐車場を有している場合においても、事業所の数は1とすること。</p> <p>(3) 駐車場の面積は、事業所の敷地部分を除いて、原則</p>	<p>(1) 「おおむね」とは、10パーセントを限度とする。</p> <p>(2) 「土地利用計画等を勘案し支障がないもの」とは、当該事業計画が将来の計画的な土地利用、公共施設の整</p>	<p>1 成田国際空港周辺地域において空港利用者の自動車を専門的に預かる駐車場のうち、空港利用者のサービス利便を図る上で必要と認められる駐車場と一体的に設置される屋外駐車場付帯事業所で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</p> <p>(1) 予定建築物の立地については、成田国際空港の第2ゲートからおおむね2キロメートル以内であって、土地利用計画等を勘案し支障がないものであること。なお、国道295号沿道については、第2ゲートから東関東自動車道成田インターチェンジの出入口までの区間を対象とする。</p> <p>(2) 事業所の設置は、原則として駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に基づく設置の届出がなされ、安定的な駐車場経営についての十分な実績等を有していると認められる駐車場について取り扱うものであること。なお、複数の駐車場を有している場合においても、事業所の数は1とすること。</p> <p>(3) 駐車場の面積は、事業所の敷地部分を除いて、原則</p>	<p>(1) 「おおむね」とは、10パーセントを限度とする。</p> <p>(2) 「土地利用計画等を勘案し支障がないもの」とは、当該事業計画が将来の計画的な土地利用、公共施設の整</p>

<p>として1,000平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 駐車場用地及び事業所敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に接していること。</p> <p>(5) 予定建築物の敷地は、駐車場用地と明確に区分されたものとして、必要最小限の設定がなされているものであること。</p> <p>(6) 予定建築物は、駐車場の規模、事業所従業者等に見合った必要最小限の規模とし、利用者のための待合室の設置を含め延べ面積100平方メートル以下とし、原則として平屋建てであること。</p> <p>(7) 都市計画法第41条制限は、建築物の高さを原則として5メートルとすること。</p> <p>(8) 予定建築物の名称は、「事務所（屋外駐車場）」とすること。</p>	<p>備等を進める上で支障がないものであること</p> <p>(3) 「安定的な駐車場経営について十分な実績等」とは、当該地において1年以上の駐車場経営の実績を有していること等をいう。</p>	<p>として1,000平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 駐車場用地及び事業所の敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に接していること。</p> <p>(5) 予定建築物の敷地は、駐車場用地と明確に区分されたものとして、必要最小限の設定がなされているものであること。</p> <p>(6) 予定建築物は、駐車場の規模、事業所の従業者、利用者のための待合室等に見合った必要最小限のもので、延べ面積100平方メートル以下とし、原則として平屋建てであること。</p> <p>(7) 都市計画法第41条制限は、建築物の高さを原則として5メートルとすること。</p> <p>(8) 予定建築物の名称は、「事務所（屋外駐車場）」とすること。</p> <p><u>2 成田国際空港周辺地域において空港利用者のサービス利便を図る上で必要と認められる自家用自動車有償貸渡業（以下、「レンタカー事業」という。）の事業所で、次に掲げるすべての事項に該当するもの。</u></p> <p><u>(1) 予定建築物の立地については、成田国際空港の第2ゲートからおおむね2キロメートル以内であって、土地利用計画等を勘案し支障がないものであること。なお、国道295号沿道については、第2ゲートから東関東自動車道成田インターチェンジの出入口までの区間</u></p>	<p>備等を進める上で支障がないものであること</p> <p>(3) 「安定的な駐車場経営について<u>の</u>十分な実績等」とは、当該地において1年以上の駐車場経営の実績を有していること等をいう。</p> <p><u>(1) 「おおむね」とは、10パー</u></p>
--	--	---	--

		<p><u>を対象とする。</u></p> <p><u>(2) 事業所の設置は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項の規定に基づく許可を受け、安定的なレンタカー事業経営についての十分な実績等を有していると認められる事業所について取り扱うものであること。なお、複数の保管場所を有している場合においても、事業所の数は 1 とすること。</u></p> <p><u>(3) 事業所の敷地面積は、原則として 1,000 平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(4) 事業所の敷地は、原則として幅員 6 メートル以上の道路に接していること。</u></p> <p><u>(5) 予定建築物は、運営上必要最小限のもので、延べ面積の合計は 400 平方メートル以下とし、原則として平屋建てであること。なお、主たる用途に供する部分は 150 平方メートル以下とすること。</u></p> <p><u>(6) 都市計画法第 41 条制限は、建築物の高さを原則として 5 メートルとすること。</u></p> <p><u>(7) 予定建築物の名称は、「店舗（レンタカー事業所）」とすること。</u></p>	<p><u>セントを限度とする。</u></p> <p><u>(2) 「土地利用計画等を勘案し支障がないもの」とは、当該事業計画が将来の計画的な土地利用、公共施設の整備等を進める上で支障がないものであることをいう。</u></p> <p><u>(3) 「安定的なレンタカー事業経営についての十分な実績等」とは、1 年以上のレンタカー事業経営</u></p>
--	--	---	--

			<p><u>の実績を有していること等をいう。</u></p> <p><u>(4) 「保管場所」とは、レンタカー事業の用に供する自動車を保管する場所をいう。</u></p> <p><u>(5) 「事業所の数」には、空港の範囲内に存するものは含まない。</u></p> <p><u>(6) 「事業所の敷地」とは、許可申請地をいう。</u></p> <p><u>(7) 「主たる用途に供する部分」とは、受付・事務室、</u></p>
--	--	--	---

			<u>利用者のた めの待合室、 従業員の休 憩室等とす る。</u>
--	--	--	--